

# 出生率向上を実現させたフランスの子育て政策



講師：ジュール・イルマン氏（在日フランス大使館 広報部参事官）

2011年の日本の出生率は1.39。少子化対策に政治家の意識はあっても、政策に反映されていないのが現状だ。一方、フランスでは一時期1.65まで下がったが、今では2.00までに回復した。その要因は何だったのか。

## 子どもを産むことに不安を抱かない政策が必要

出生率を上げるために、国の資金面での支援は重要な柱である。しかし、それだけでは不十分だ。

フランスの人口は毎年0.49%増えており、このペースなら2050年には7000万人になる。一方、ドイツの人口は現在8000万人だが、同年には6900万人まで減少すると予測され、フランスがドイツの人口を逆転することになる。なぜフランスは高出生率を維持しているのか。それにはいくつかの理由がある。

まず、子どもの数が多いほど税率が低くなる税の軽減策がある。それにプラスして育児休暇や託児所の整備といった家族政策の充実だ。昨年度、フランスの家族政策予算はGDP比3%となった。ちなみに日本は0.8%である。家族手当は、二人目以降からの子どもが対象となり、二人いる場合は毎月120ユーロ、三人の場合は280ユーロで、子ども自身に支給されるものという認識が強いため、所得制限はない。もちろん低所得の家庭にはこのほかの支援が多々ある。子どもの医療費や教育費も国が負担する。大学授業料も無料。将来、子どもを持つのが不安にならない政策を採っているのだ。

さらに、出産可能な年齢の女性29～49歳の8割が、また二人の子どもを持

つ35～45歳の女性の9割が職に就いている。80年代、第1子の平均出産年齢は25歳であったが、07年には33歳となった。キャリア確立後に出産する傾向が強まっている。出生率回復の重要なポイントがここにもある。つまり、女性が出産に当たり仕事を続けるべきか、辞めるべきかという二者択一に迫られることがないのだ。そのためには周囲のサポートが必要だが、それを夫に求めるのは現実として難しい。そこで外部機関が必要になる。フランスは6～16歳まで義務教育だが、必要があれば3歳から幼児教育を受ける権利がある。特に保育園、託児所といった受け入れ施設が90年から2010年までに17%増えた。

## PACS(民事連帯契約)など家族構成に大きな変化

労働法では妊婦の保護が決められており、6カ月の休暇が認められている。また、雇用主が妊娠を理由に就職を断ったり解雇したりすること、出産後の職場復帰の拒絶、出産前後で仕事や給与に差を付けることは禁止されている。

ただ、家庭での家事分担は必ずしも進んでいるとはいえない。やはり家事は女性が担当している。しかし男性が子どもと過ごす時間が過去20年間で倍に増えている。

もう一つ大きな特徴として、過去30年で家族構成が変わってきたことが挙

げられる。これはフランス社会の柔軟性の特徴ともいえよう。再婚したカップルの連れ子が同じ屋根の下で暮らすという「再構成家族」が、08年には7.7%まで増えた。70年の婚外子出生率は6%だったが、現在は52%だ。

さらに重要な変化として、98年に制定されたPACSがある。これは、異性または同性間で共同生活を結ぶために締結される契約で、結婚よりも規制が緩く、法的に結婚したカップルとほぼ同等の権利が認められる。結婚数は減っているが、逆にPACSのカップルが増えている。つまり、結婚して子どもを産むという従来の概念が薄れていることを示す。もう一つ、ワーク・ライフ・バランスもテーマだ。フランスではフルタイムで働く1週間の就労時間を35時間と法的に定めている。さらに有給休暇の制度が充実しており、企業に労働者として採用されれば年間25日の有給休暇が取得でき、すべて消化するのが一般的だ。しかも、一人当たりの1時間の労働生産性は世界でもトップクラスである。さらに2010年度のGDPが世界第5位の経済大国でもある。

就労時間が短ければ家族と過ごす時間が増え、女性が一人で家事と育児と仕事をこなさなくてもよく、男女共同による育児環境が整えられる。これらにより子どもを産みやすい環境になっていることは確かだ。